

(仮称)児玉総合支所複合施設 愛称募集要項

募集期間 4月7日(月)～5月16日(金) ※必着

愛称条件

- ・覚えやすく、親しみのあるもの
- ・誰もが利用しやすい施設であることがイメージできるようなもの
- ・自作の未発表作品で、他の名称や商標などに類似していないもの

応募規定

どなたでも何点でも応募可。ただし、1応募につき1作品のみ。

応募方法

1. 次の事項を記入し、応募箱へ投函又は郵送、ファックス、電子メールで応募してください。
①愛称(ふりがな) ②愛称の理由 ③氏名(ふりがな) ④住所 ⑤電話番号 ⑥年齢
2. 応募チラシの配布及び応募箱の設置場所
本庄市役所総合案内、児玉総合支所総務課、児玉公民館、塙保己一記念館、セルディ
※応募チラシは、市ホームページからもダウンロードできます。

選定方法

応募作品の中から愛称選考会で選定のうえ、愛称を決定します。
愛称の発表は、10月頃を予定しています。

その他

- ・採用された人には、記念品の贈呈及びオープン式典への招待を予定しています。
(同名応募が多数の場合は、抽選等を行います。)
- ・個人情報(本庄市において適切に管理し、愛称選定に必要な業務にのみ使用します。)
- ・選定された作品に関する一切の権利は、本庄市に帰属します。
- ・著作権等に関わる問題が生じた場合は、全て応募者の責任となります。
- ・やむを得ず一部修正する場合があります。
- ・採用作品とともに「氏名」「年齢」を市ホームページ等で公表します。
- ・応募作品は返却しません。

応募先

〒367-0298
本庄市児玉町八幡山368
本庄市児玉総合支所総務課
☎0495-72-1332
FAX 0495-72-4216
✉kdm-soumu@city.honjo.lg.jp

愛称	ふりがな		
理由			
ふりがな			年齢
氏名			
住所	〒		
電話番号			

この用紙を切り取るかコピーしてファックスしてください。 FAX 0495-72-4216

本庄市災害時要援護者避難支援プランの登録申請を受け付けています

災害時要援護者避難支援制度とは

ひとり暮らしの高齢者や障害者など、災害が起きたときに手助け（支援）を必要とする人に対して、隣近所のみなさんや、自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員など、地域が連携して支援を行い、災害時の被害を最小限に抑えようとする制度です

災害時要援護者とは

災害時要援護者とは、災害が起きたときに自分を守ることが難しいために地域のみなさんの支援を希望する人です。

支援内容

この制度では、災害時要援護者への支援として、日頃の声かけなど地域の中での見守りや、災害時には、安否確認・避難の手助けなどを避難支援者をお願いするものです。「避難支援者」とは、災害時に助け合える隣近所の人や、自治会、自主防災組織など地域のみなさんのことです。

なお、避難支援者には、できる範囲での支援をお願いするもので、責任を伴うものではありません。

登録申請・登録内容の変更・登録取り消しについて

登録を希望する人、もしくは既に登録している人で、登録内容を変更する場合は、「本庄市災害時要援護者登録（変更）申請書兼個別支援計画書」に必要事項を記入のうえ、下記の申請・問い合わせ先窓口へ提出してください。

登録者が施設への入所・転出・死亡等により登録を取り消す場合は、「本庄市災害時要援護者避難支援制度登録台帳取消届出書」に必要事項を記入のうえ、下記の申請・問い合わせ先窓口へ提出してください。

※届出用紙は窓口で配布又は市ホームページからダウンロードできます。また、民生委員・児童委員へご相談ください。

※登録された個人情報の取り扱いについては、適正に管理し、普段からの支援と災害発生時の避難支援以外の目的には使用しません。

【申請・お問い合わせ先】

- ★社会福祉課 ☎⑤1142・FAX③1963…制度に関すること
- ★障害福祉課 ☎⑤1125・FAX③1963…障害者の登録に関すること
- ★介護いきがい課 ☎⑤1127・FAX③1963…高齢者の登録に関すること
- ★市民福祉課 ☎②1333・FAX②1630…障害者、高齢者の登録に関すること

高齢者とその家族の暮らしを支える制度をお知らせします

事業名	対象者の要件	事業内容
要介護高齢者訪問理美容サービス事業	要介護4又は5に認定されている60歳以上で理美容院へ行くことが困難な在宅生活の人	市の委託業者が自宅を訪問する理美容サービスの利用券を年間4枚まで発行します。
要介護高齢者ふとん乾燥等事業	世帯員全員が市民税非課税で、要介護4又は5に認定されている60歳以上の寝たきり状態の人	市の委託業者がふとんの乾燥消毒又は丸洗いを行います。（年2回まで。6、9、12、3月実施。前月までに申請）
要介護者紙おむつ支給事業	要介護4又は5に認定されている40歳以上で、失禁の状態にある在宅生活の人 ※平成26年4月1日から対象者要件が「40歳以上」に変更になりました。	市の委託業者が毎月自宅へ紙おむつ等を配送します。
高齢者居宅改善補助事業	次の要件をすべて満たす人 ①介護保険の給付対象でない人②市内に1年以上居住③65歳以上で構成される前年所得税が非課税の世帯④市税を完納⑤身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障がある人	段差の解消や手すりの取り付け等、改善費の一部を補助します。（対象経費の1/2で、9万円が上限）
高齢者住宅整備資金融資	次の要件をすべて満たす人 ①60歳以上の親族と同居している（同居しようとする）②60歳未満③市税を完納④高齢者の居室等を真に必要としている人 ※市内居住の連帯保証人が必要です。	高齢者の専用居室等を増改築・改造するために必要な資金を融資します。 ●融資方法：指定金融機関の融資●貸付限度額：300万円以内●償還期間：融資を受けた日の属する月の翌月から起算して10年以内に償還

*詳しくは、介護いきがい課（☎⑤1127）へお問い合わせください。